

社会実験用ごみ収集福祉サービス可否決定通知書

氏名

京 都 市 長
(まち美化事務所)

年 月 日付で申請されました「社会実験におけるごみ収集福祉サービス」について、京都市ごみ収集福祉サービスの拡充に向けた社会実験実施要綱第 9 条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 サービス利用

利用可 ・ 利用不可

＜利用不可の理由＞

☐ 独力によるごみの排出に支障があるとは認められない。
☐ 親族・近隣在住者等の協力を得て、ごみの排出が可能である。
☐ その他（ ）

2 サービス利用内容

サービス開始日	年 月 日
収 集 場 所	
収 集 曜 日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金
排 出 時 間	時までに決められた場所に排出してください。
声 掛 け	☐ 有 ☐ 無
備 考	